

「大阪府学校法人の寄附行為の認可に関する審査基準」等の一部改正について

「大阪府学校法人の寄附行為の認可に関する審査基準」等を下記のとおり改正する予定。

○ 改正の趣旨

私立学校法の一部を改正する法律（令和5年法律第21号）が令和5年5月8日に公布されたこと等に伴い、私立学校等及び学校法人の認可にかかる審査基準等に規定される私立学校法の条番号が変更されることに伴う規定整備を行うもの。

＜一部改正の対象となる審査基準等＞

- ① 大阪府学校法人の寄附行為の認可に関する審査基準
- ② 大阪府学校法人の寄附行為の変更認可に関する審査基準
- ③ 収益事業を行うための寄附行為の変更認可にあたっての取り扱い方針
- ④ 大阪府私立専修学校・各種学校設置認可等に関する審査基準
- ⑤ 大阪府私立専修学校・各種学校設置認可等に関する審査基準解釈指針
- ⑥ 大阪府学校法人の複合化に係る私立学校の設置認可等並びに学校法人の寄附行為の認可及び変更認可に関する審査基準

○ 主な改正の内容

① 大阪府学校法人の寄附行為の認可に関する審査基準

新	旧
(略)	(略)
1—4 (略)	1—4 (略)
5 収益を目的とする事業を行う場合 「 <u>私立学校法第19条第2項の規定に基づく</u> 学校法人等の行うことのできる収益事業の種類」（平成28年大阪府教育長告示第1号）に適合していること。	5 収益を目的とする事業を行う場合 「 <u>私立学校法第26条第2項の規定に基き、</u> 学校法人等の行うことのできる収益事業の種類」（平成28年大阪府教育長告示第1号）に適合していること。
6 資格 学校法人の寄附行為の認可を受ける者は、次に掲げる者でないこと。 私立学校法（昭和24年法律第270号）第 <u>24条第1項</u> の申請において、偽りその他不正の行為があつた者であつて、当該行為が判明した日から起算して5年を経過していないもののうち教育長が悪質と判断した者	6 資格 学校法人の寄附行為の認可を受ける者は、次に掲げる者でないこと。 私立学校法（昭和24年法律第270号）第 <u>31条第1項</u> の申請において、偽りその他不正の行為があつた者であつて、当該行為が判明した日から起算して5年を経過していないもののうち教育長が悪質と判断した者
(以下、略)	(以下、略)

② 大阪府学校法人の寄附行為の変更認可に関する審査基準

新	旧
(略)	(略)
1 (略)	1 (略)
2 収益事業の開始に係る寄附行為の変更 「 <u>私立学校法第19条第2項の規定に基づく学校法人等の行うことのできる収益事業の種類</u> 」(平成28年大阪府教育長告示第1号)に適合していること。	2 収益事業の開始に係る寄附行為の変更 「 <u>私立学校法第26条第2項の規定に基づき、学校法人等の行うことのできる収益事業の種類</u> 」(平成28年大阪府教育長告示第1号)に適合していること。
3 (略)	3 (略)
4 資格 学校法人の寄附行為の変更認可を受ける者は、次に掲げる者でないこと。 私立学校法(昭和24年法律第270号)第24条第1項の申請又は同法第108条第3項の申請若しくは届出(私立学校法施行規則(昭和25年文部省令第12号)第46条第1項第1号の事項に関する届出に限る。)において、偽りその他不正の行為があった者であって、当該行為が判明した日から起算して5年を経過していないもののうち教育長が悪質と判断した者	4 資格 学校法人の寄附行為の変更認可を受ける者は、次に掲げる者でないこと。 私立学校法(昭和24年法律第270号)第31条第1項の申請又は同法第45条の申請若しくは届出(私立学校法施行規則(昭和25年文部省令第12号)第4条の3第1項第1号の事項に関する届出に限る。)において、偽りその他不正の行為があった者であって、当該行為が判明した日から起算して5年を経過していないもののうち教育長が悪質と判断した者
(以下、略)	(以下、略)

③ 収益事業を行うための寄附行為の変更認可にあたっての取り扱い方針

新	旧
私立学校法第19条に基づく収益事業を行うため寄附行為の変更の認可を行う場合は、私立学校法及び「 <u>私立学校法第19条第2項の規定に基づく学校法人等の行うことのできる収益事業の種類</u> 」(平成28年大阪府教育長告示第1号 以下「本府告示」という。)に従い、この方針により判断する。	私立学校法第26条に基づく収益事業を行うため寄附行為の変更の認可を行う場合は、私立学校法及び「 <u>私立学校法第26条第2項の規定に基づく学校法人及び同法64条第4項の法人の行うことのできる収益事業の種類</u> 」(平成28年大阪府教育長告示第1号 以下「本府告示」という。)に従い、この方針により判断する。
(以下、略)	(以下、略)

④ 大阪府私立専修学校・各種学校設置認可等に関する審査基準

新	旧
(略)	(略)
第1 私立専修学校の設置認可	第1 私立専修学校の設置認可
1 設置者 専修学校の設置者は、学校運営の安定性及び持続性を確保するため、原則として、学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第152条第5項の法人を含む。）であること。ただし、学校法人以外の者が設置者になろうとする場合には、法令に基づく各種国家資格の養成施設としての指定を受けており、かつ、学校運営の安定性、継続性及び公共性を十分に確保する観点から、意思決定機関を設置し、公的資格を有する者の監査の実施及び一定期間の事業実績を有していること。	1 設置者 専修学校の設置者は、学校運営の安定性及び持続性を確保するため、原則として、学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人を含む。）であること。ただし、学校法人以外の者が設置者になろうとする場合には、法令に基づく各種国家資格の養成施設としての指定を受けており、かつ、学校運営の安定性、継続性及び公共性を十分に確保する観点から、意思決定機関を設置し、公的資格を有する者の監査の実施及び一定期間の事業実績を有していること。
2—7 (略)	2—7 (略)
8 設置者の管理運営 (略) (1) — (3) (略) (4) 私立学校法第152条第5項の法人の管理運営については、適正を期し難いと認められる事実がないこと。例えば、次の事項に留意すること。	8 設置者の管理運営 (略) (1) — (3) (略) (4) 私立学校法第64条第4項の法人の管理運営については、適正を期し難いと認められる事実がないこと。例えば、次の事項に留意すること。
(以下、略)	(以下、略)

④ 大阪府私立専修学校・各種学校設置認可等に関する審査基準解釈指針

新	旧
(略)	(略)
第1 私立専修学校の設置認可	第1 私立専修学校の設置認可
1 設置者 専修学校の設置者は、学校運営の安定性及び持続性を確保するため、原則として、学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第152条第5項の法人を含む。）であること。ただし、学校法人以外の者が設置者になろうとする場合には、法令に基づく各種国家資格の養成施設としての指定を受けており、かつ、学校運営の安定性、継続性及び公共性を十分に確保する観点から、意思決定機関を設置し、公的資格を有する者の監査の実施及び一定期間の事業実績を有していること。	1 設置者 専修学校の設置者は、学校運営の安定性及び持続性を確保するため、原則として、学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人を含む。）であること。ただし、学校法人以外の者が設置者になろうとする場合には、法令に基づく各種国家資格の養成施設としての指定を受けており、かつ、学校運営の安定性、継続性及び公共性を十分に確保する観点から、意思決定機関を設置し、公的資格を有する者の監査の実施及び一定期間の事業実績を有していること。
(以下、略)	(以下、略)

⑥ 大阪府学校法人の複合化に係る私立学校の設置認可等並びに学校法人の寄附行為の認可及び変更認可に関する審査基準

新	旧
(略) 1 学校施設の複合化は、学校法人所有の土地・建物を賃貸することにより行われることから、「私立学校法第19条第2項の規定に基づく学校法人等の行うことのできる収益事業の種類」(平成28年大阪府教育長告示第1号。以下「収益事業告示」という。)及び「収益事業を行うための寄附行為の変更認可にあたっての取り扱い方針」で定める内容を満たしていること。 (以下、略)	(略) 1 学校施設の複合化は、学校法人所有の土地・建物を賃貸することにより行われることから、「私立学校法第26条第2項の規定に基づく学校法人及び同法第64条第4項の法人の行うことのできる収益事業の種類」(平成28年大阪府教育長告示第1号。以下「収益事業告示」という。)及び「収益事業を行うための寄附行為の変更認可にあたっての取り扱い方針」で定める内容を満たしていること。 (以下、略)

- 施行日
令和7年4月1日